

# 告 示

## 埼玉県告示第七百六十五号

測量計画機関である東京都水道局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

東京都水道局

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業地域

山口貯水池周辺域

四 作業期間

令和三年六月八日から令和四年三月三日まで